

事務連絡
令和5年3月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産婦健康診査事業・産後ケア事業の体制整備のための情報提供について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

産後ケア事業については、令和元年の改正母子保健法により、市町村に対し、実施の努力義務が課され、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、市町村において取組を進めていただいているところです。こうした中で、令和4年1月に総務省により産前・産後の支援の取組状況についての行政評価・監視が行われ、産婦健康診査事業及び産後ケア事業について、都道府県による支援の必要性等が指摘されました。

これを受け、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究」において、産婦健康診査事業・産後ケア事業における自治体の広域連携などの取組事例や、医療機関や産後ケア事業者等の関係機関との情報連携を行うための各種様式、事業の契約書等をまとめた「事例集」を作成しました。各自治体において事業を実施する際の体制整備の参考として、ご活用ください。（参考1）

なお、調査結果の速報については、一部が令和5年3月23日に開催された第11回成育医療等協議会において報告されています。（参考2）

また、事例集は、ワンパブリックへの掲載と併せまして、当該調査研究事業の補助先である株式会社野村総合研究所のウェブサイトに調査研究の報告書も含めて4月10日に掲載される予定です。（参考3）

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対して、周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考）

○参考1 産婦健康診査事業・産後ケア事業の体制整備のための事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080698.pdf>

○参考2 第11回成育医療等協議会 資料2 産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/001076325.pdf>

- 参考3 野村総合研究所ウェブサイト 令和4年度子ども・子育て支援推進調査
研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究」
※4月10日に掲載予定。

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_7

照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
担当：内田、田村、八手